

改正案	現行
<p>（預金の受払事務の委託等）</p> <p>第四条 規則第十二条の四の四に規定する金融庁長官が別に定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第三項に規定する生命保険会社及び同条第八項に規定する外国生命保険会社等</p> <p>2 規則第十二条の四の四に規定する金融庁長官が別に定める業務は、資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与（機械類その他の物品又は物件を使用させる業務を除く。）とする。</p>	<p>（預金の受払事務の委託等）</p> <p>第四条 規則第十二条の四の四に規定する金融庁長官が別に定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>